

## 資料 4

各委員殿

藤枝市立総合病院 救急科

副院長 三木靖雄

### 病院救急車による低緊急性救急患者の搬送事業

高齢化社会に伴って軽症患者の救急搬送件数が増加傾向にある。消防救急車の台数は増加することがないために1台あたりの搬送件数が増加している。軽症患者を違う手段で救急搬送すれば重症患者の搬送遅延が少しでも改善すると考えられる。その方法の一つとして病院が保有する救急車を用いることである。この事業は厚生労働省が主体となって行うものである。この事業は北九州市立八幡病院でも行っている。

- (1) 病院救急車を用いる
  - (2) 搬送患者は低緊急性の患者
  - (3) 搬送先は藤枝市立総合病院、搬送元は有床診療所、病院、介護老人施設（藤枝市内）
  - (4) 搬送にあたっては病院救命救急士を用いて搬送業務を行う
  - (5) 病院救命救急士は教育と検証を受ける
  - (6) 地域 MC により搬送の検証を行う
  - (7) 低緊急性患者が重篤な状態に移行した場合には消防救急車による搬送に切り替える
- (1)～(7)に関してはマニュアルを作成している。

今回、病院救急車にて搬送業務を施行することになるが、実際には医師や看護師の同乗をさせずに救急救命士のみによる搬送業務となる。

現在、病院（又は事業所）に勤務する救急救命士は本来の自分が持っている資格については消防機関に所属している場合には法律上は問題ないが、病院（又は事業所）などの施設で雇用されている場合には救急救命士の資格は認められない。しかし、今回の事業を行うに当たり、消防に属する救急救命士と同等の資格を与える必要があり、その資格を地域の MC 協議会が認定する行うことにより、消防機関に属する救急救命士と同等の資格を与えられたことになります。

その資格習得のために講義の受講や実習を行う必要があります、その講習・実習は必須となります。

認定期間は2年間となり、更新には認定期間内に継続する場合には所定研修を受講する必要があります。

講習内容については北九州市立八幡病院で作成したものを使用しています。

病院（又は事業所）で雇用される救急救命士が資格習得をした場合には志太榛原 MC 協議会がその認定を行って頂き、MC 協議会認定救急救命士として病院勤務や搬送業務にあたらせて頂きたいと思います。

認定終了後は病院内での実習なども行うこととしています。また、搬送症例についても検証することとしています。

運用開始から約5ヶ月間（9月から）で搬送の要請件数は5件です。コロナ感染の拡大にて施設からの救急搬送事例も少なく、その影響で要請がありません。また、搬送中の急変事例も特にありません。

来年度もこの事業を継続する方針ではありますが、運用方法などの変更を行う必要があります

今後の運用の対策については今年度末に委員会を開き、来年度の運用について検討することとしています。